

学校における法教育の理論と実践

小貫 篤
(埼玉大学)

本日の内容

- 法教育とは
- 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 問題解決的な法教育の実践をするために
- 学校における法教育のあり方



本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方



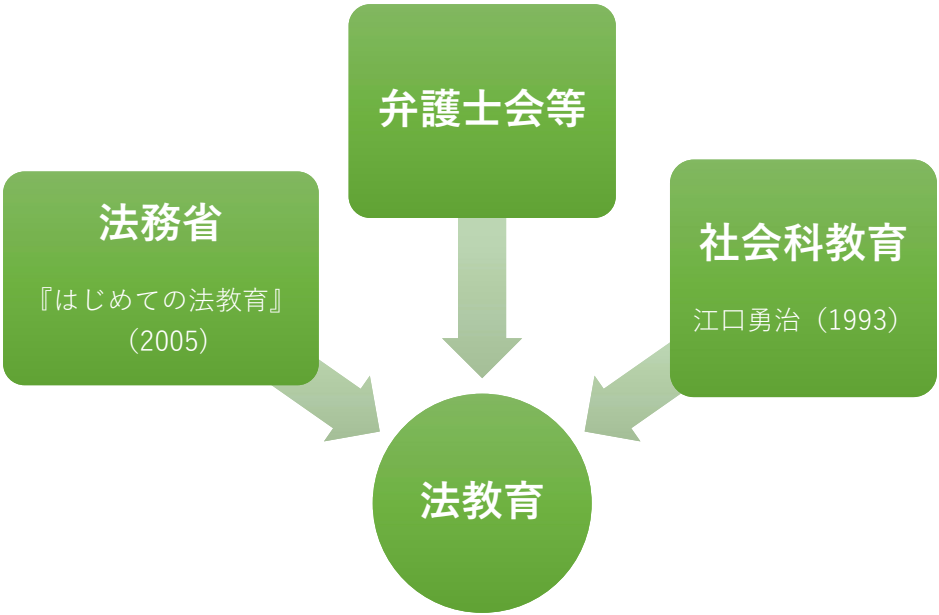
法教育の定義

法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもついている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育

(法務省,2005)



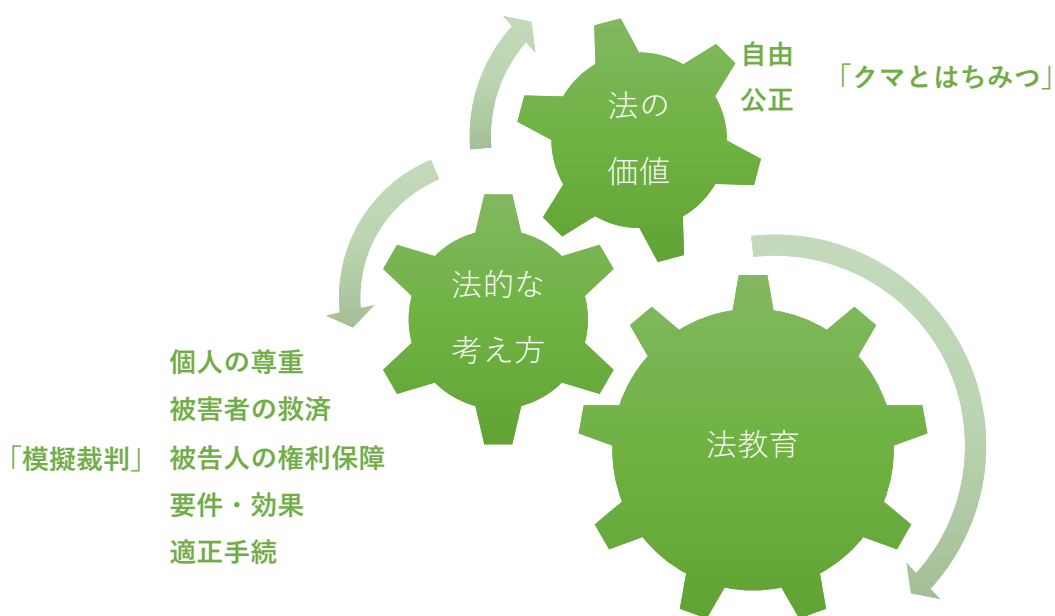
法教育の発展



法教育の発展



法教育の種類



本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方

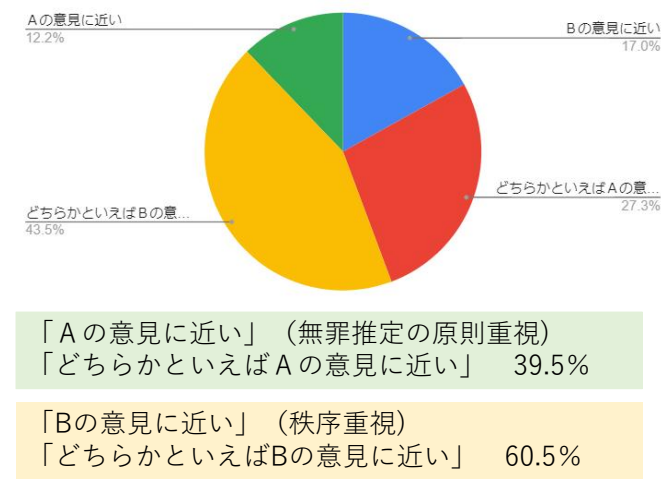


高校生の法意識調査

(2023年4月～6月, n=377, 関東地方の高等学校4校, 調査主体小貫篤)

- 100人の人がいて、99人は本当に罪を犯しており、1人だけは無実で罪を犯していないとします。このようなとき次の2つの意見があります。どちらの意見に近いですか。
- A：「無実の1人が誤って罰せられることがあってはならない。無実の1人が有罪にされることになるくらいなら、99人の有罪者が無罪になってもやむを得ない」
- B：「無実の1人には気の毒であるが、だからといって99人の本当に罪を犯している人をすべて無実にしてしまうのでは、社会の秩序は保てない。100人とも処罰することになってはもやむを得ない」

無罪推定の原則に関する意識

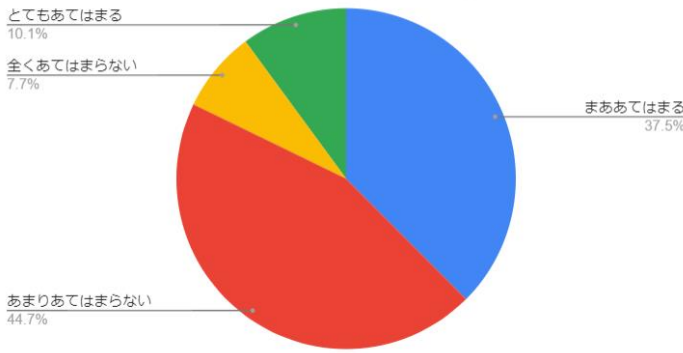
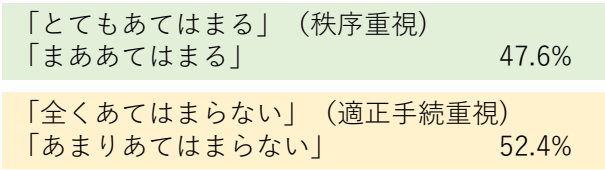


高校生の法意識調査

(2023年4月～6月, n=377, 関東地方の高等学校4校, 調査主体小貫篤)

- 安全・安心な社会を守るためには、警察は、厳格なルールに縛られずに、犯罪を行う危険のある人物を監視し、取り締まるようにすべきであると思う。

適正手続に関する意識



↓

半数の生徒に、秩序を維持するためであれば国家権力を行使する範囲が拡大しても構わなかったり、国家権力の行使に際して厳格な法適用を求めなかったりする意識がある。

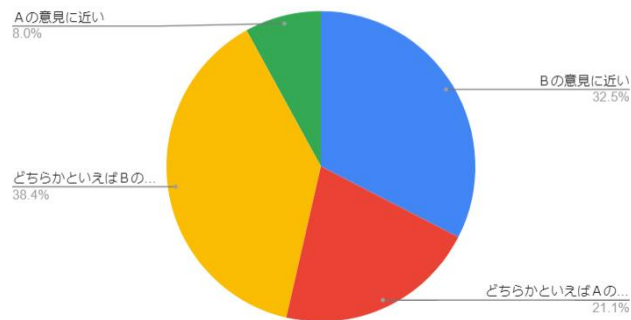


高校生の法意識調査

(2023年4月～6月, n=377, 関東地方の高等学校4校, 調査主体小貫篤)

責任主義に関する意識

- 次の2つの意見があります。あなたは、どちらの意見に近いですか。
- A：「自分で選んで違法な行為をした人は罰せられなければならない。しかし、精神機能の障害で、善悪を判断できなかったり、判断はできてもその判断に従って意思決定できなかったりする場合は、どんなに凶悪な行為であろうともその行為をした人を罰することはできない」
- B：「治安を維持するために危険性は除去する必要がある。自分で選んで罪を犯した人も、精神機能の障害で、善悪を判断できない人も、罪を犯したという点においては変わらない。その罪が連続殺人など凶悪な犯罪であればなおさらである。罪を犯した人は、どんな人でも罰を受けなければならない」



「Aの意見に近い」（責任主義重視）	
「どちらかといえばAの意見に近い」	29.1%
「Bの意見に近い」（保安処分的発想重視）	
「どちらかといえばBの意見に近い」	70.9%

子どもの実態と改善の視点

現状

- 1) 無罪推定の原則、適正手続、責任主義、黙秘権などの刑事法の基本的な考え方は、（小・）中・高の多くの教科書に掲載され、大多数の生徒が学んでいる。
- 2) 刑事法によって被疑者被告人の権利を守る、という意識が低い。
- 3) 権利保障よりも秩序維持を重視する生徒が多い。



改善の視点

- 1) ‘ 無罪推定の原則を用語を理解させるのではなく、段階的系統的に「感覚」として身に付けさせる。
- 2) ‘ 「無罪推定の原則がなかったらどうなるか」など、刑事法の基本的な考え方がなぜあるのかを考えさせることで、意識を変える。
- 3) ‘ 刑事法は、秩序維持だけでなく、被疑者被告人ひいては自分達の自由を守るために構築されてきたことに気づかせる。

小・中・高における模擬裁判のあり方

小学校

- 民事裁判との違いを理解させる。
- 刑事裁判は「悪い人」を裁くのではなく、「罪のあるなしをさめる」という感覚を身に付けさせる。

中学校

- 刑事模擬裁判を通して司法参加の意義を考えさせる。
- 刑事模擬裁判を通して無罪推定の原則の考え方に触れる。
- 罪刑法定主義は国家から自由を守るためという自由主義的な側面と、自分達のことを罰する法は自分達で決めるという民主主義的な側面の両面から構成されることを理解させる。
⇒ 「なぜあらかじめ刑罰を法で定めておくのか？」

高等学校

- 刑罰の本質や、無罪推定の原則、責任主義等の刑事法の基本的な考え方がなぜあるかを考える。
⇒ 「明日世界が終わるとして犯罪者に刑罰を科す必要はあるか？ 犯罪予防を考える必要はない」「無罪推定の原則がなかったらどうなるのか？」「自分で自分の行動を選べずに法を破ったら罪になるのか？（有責性）」「取り調べの可視化が完全になされたら黙秘権は不要か？（立証責任）」
- これら感覚が使えるかどうか模擬裁判で確認する。模擬裁判の後に振り返る。



本日の内容

- 1 法教育とは
- 2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法
- 3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争
- 4 問題解決的な法教育の実践をするために
- 5 学校における法教育のあり方



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校, n = 278, 調査主体小貫篤)

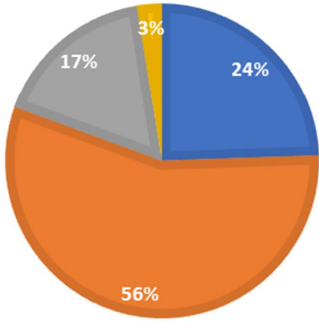
争いごとは多少自分の利益が減っても、円満に解決することが大切である。

■ 思う ■ どちらかといえば思う ■ どちらかといえば思わない ■ 思わない

思う + どちらかといえば思う 80%
思わない + どちらかといえば思わない 20%



自分の利益が減ってでも、紛争を回避する傾向がある。
自分の主張をしたくない生徒が多い。



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校, n = 278, 調査主体小貫篤)

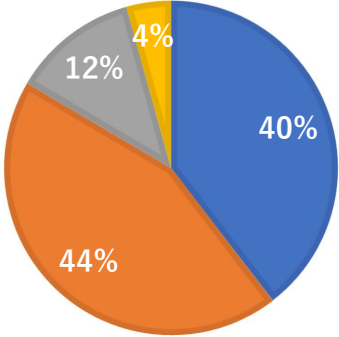
争いごとと聞くと怖い感じがする

■ 思う ■ どちらかといえば思う ■ どちらかといえば思わない ■ 思わない

思う + どちらかといえば思う 84%
思わない + どちらかといえば思わない 16%



紛争を怖いと感じる傾向がある。
紛争を忌避する意識が強い。



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校, n = 278, 調査主体小貫篤)

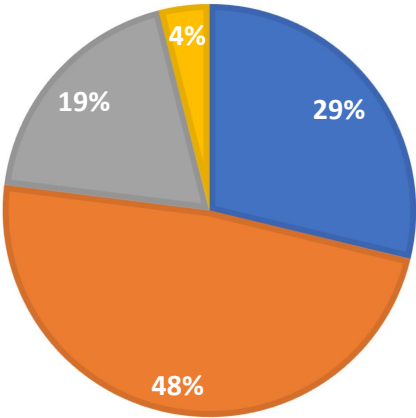
争いごとは自分で解決するのではなく、
最初からプロ（例えば弁護士や裁判官）に任せた方がよい。

■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

そう思う + どちらかといえばそう思う 77%
そう思わない + どちらかといえばそう思わない 23%



まず自分たちで何とかしようとする意識が低い。
私的自治の考え方を知ることが必要か。



高校生の法意識調査

(2023年4月-7月 福島県、東京都、長野県、愛媛県の計4校, n = 278, 調査主体小貫篤)

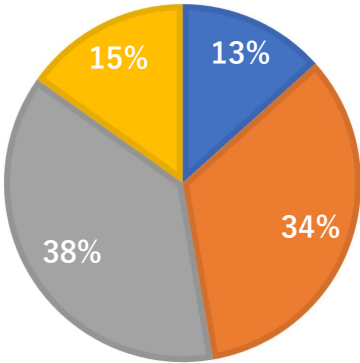
多くの人にとって不都合な法律があっても守る必要がある。

■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

そう思う + どちらかといえばそう思う 47%
そう思わない + どちらかといえばそう思わない 53%



遵法意識が高い。
一方で、法やルールを変える意識が低い可能性がある。



子どもの実態と改善の視点

実態

- ①自分の主張をしたくない、自分の利益が減っても紛争を回避する傾向がある。
- ②紛争を怖いと感じ、忌避する意識が強い。
- ③まず自分たちで紛争を何とかしようとする意識が低い傾向がある。
- ④遵法意識が高い一方で、法やルールを変える意識が低い可能性がある。



改善の観点

- ① ‘自分の利益を守ったり権利を行使したりするために、自己の主張ができるようにさせたい。
- ② ‘多様な価値観をもつ人々がいる社会では、紛争は不可避であり、紛争自体が悪いものではなく、なんとか紛争を解決（処理）することが大事だと気づかせたい。
- ③ ‘私的自治の考え方に気づかせたい。
- ④ ‘みんなにとって不都合なルールは変えることができると気づかせたい。

本日の内容

1 法教育とは

2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法

3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争

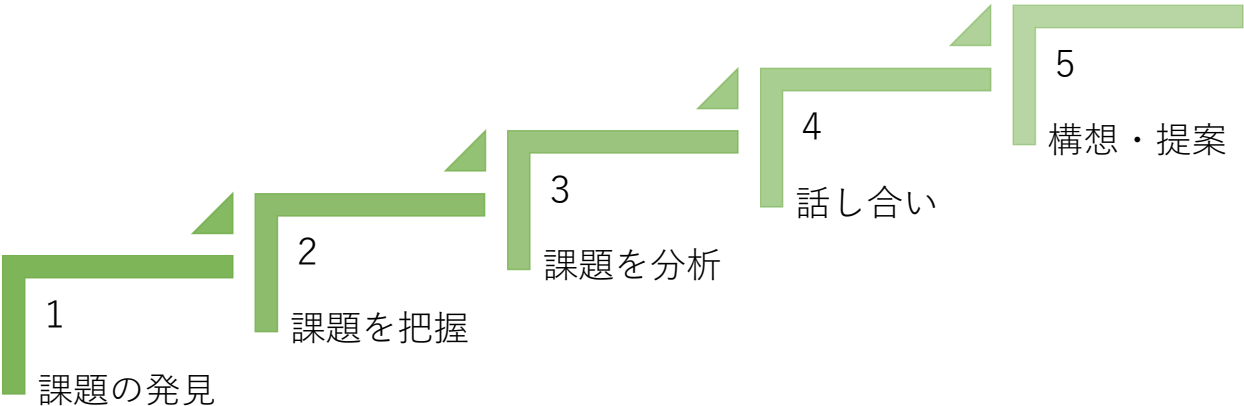
4 問題解決的な法教育の実践をするために

5 学校における法教育のあり方

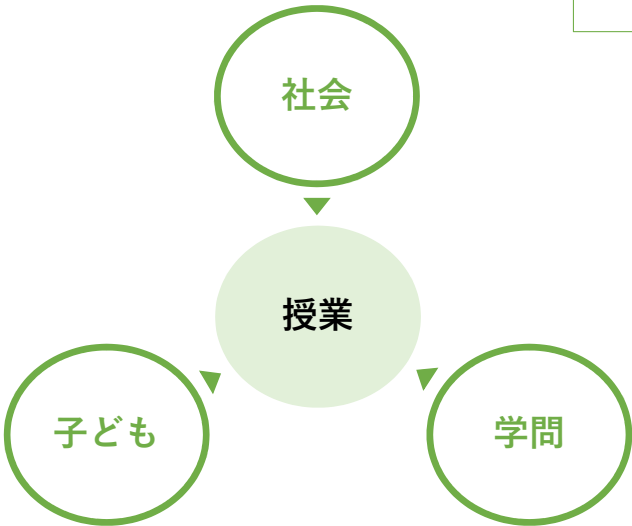


問題解決的な法教育の学習段階

(デューイ1950、唐木2008を基に筆者作成)



課題の発見（設定）



課題を把握



地域社会の問題の解決を考えるためには、判断力や批判力などの能力が必要。
これらの能力の基本は「争点を知ること」。
つまり、生の地域社会の中で何が今問題になっているのかを知ることが大切。
その上で、追究する課題を焦点化する。

(クリック2011)



課題を分析



法的な観点で課題を分析する。

法の価値

「公正」「自由」
…

法的な考え方

「要件・効果」
「適正手続」…



話し合い



「模擬交渉」や「議論」を小人数で行う。

留意すべき点として、
「授業者の個人的意見表明の効果」がある。

生徒にばかり意見を言わせるのではなく、先生も意見を言ってください。先生の意見はどうですか。



授業者は、時期、生徒、テーマなどを鑑みて一参加者として社会問題をめぐる議論に参加する必要がある。



授業者の個人的見解表明の効果 (Journell : 2011)

- ①透明性の確保
- ②政治的寛容のモデル
- ③生徒の理解援助



構想・提案



話し合って意思決定した後、よりよい法・制度・政策を構想したり社会に提案したりする。

法的な価値・法的な考え方を活用

財源・コスト
(時間・労力・予算) を考慮

持続可能で現実的な構想・提案

専門家に、**構想・提案への厳しい指摘**をもらう。



本日の内容

1 法教育とは

2 高校生の法意識からみる法教育の改善 刑事法

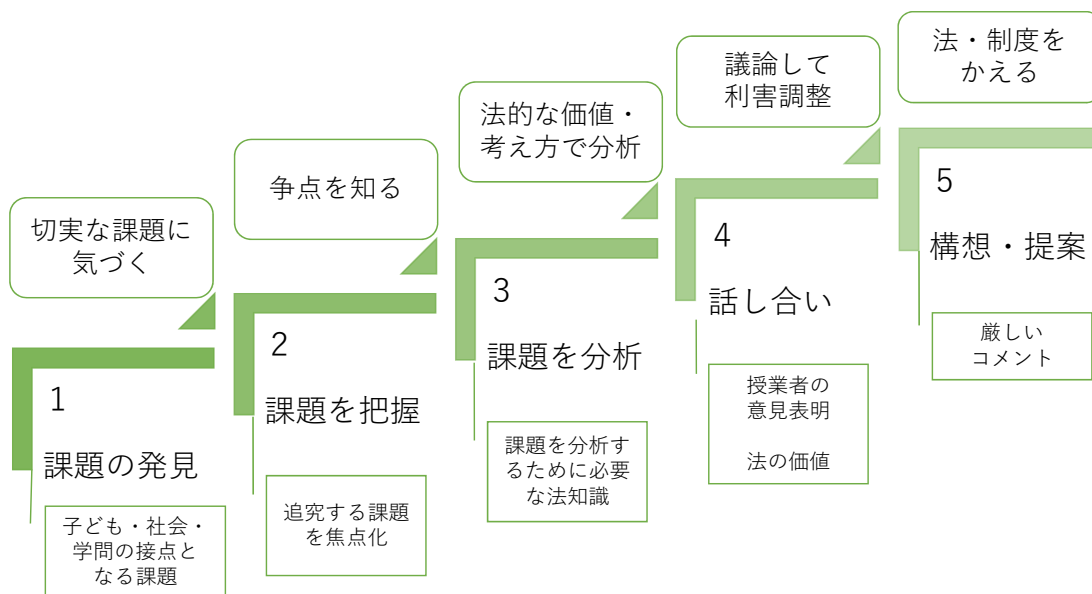
3 高校生の法意識からみる法教育の改善 民事紛争

4 問題解決的な法教育の実践をするために

5 学校における法教育のあり方



学校における法教育のあり方



参考文献

- ・ 江口勇治（1993）「社会科における『法教育』の重要性－アメリカ社会科における『法教育』の検討を通して」『社会科教育研究』（68）pp. 1-17。
- ・ 大野新（2023）「高校地理における民事紛争処理学習」『民事紛争処理研究基金報告書 高等学校における民事紛争処理学習のカリキュラム構築』pp.20-27。
- ・ 小貫篤（2018）「紛争解決に関する見方・考え方を育成する交渉教育」『21世紀の教育に求められる「社会的な見方・考え方」』帝国書院，pp.224-233。
- ・ 小貫篤（2021）『法は君のためにある』筑摩書房。
- ・ 小貫篤（2023）「紛争解決の技能を育成する交渉教育カリキュラムの意義－認知バイアスを考慮して－」『埼玉社会科教育研究』（29）pp.17-26。
- ・ クリック.B，関口正司監訳（2011）『シティズンシップ教育論』法政大学出版局。
- ・ 唐木清志（2009）『子どもの社会参加と社会科教育』東洋館出版社。
- ・ デューイ.J，植田清次訳（1950）『思考の方法』春秋社。
- ・ Journell, Wayne（2011）*The Disclosure Dilemma in Action: A Qualitative Look at the Effect of Teacher Disclosure on Classroom Instruction*. Journal of Social Studies Research, 35(2), 217-244.

